

- 2面…市の組織が一部変わりました
- 2面…パブリックコメント等の結果（概要）を公表します
- 3面…教育長が任命されました
- 8面…事業・イベント等の中止・延期について
- 12面…狛江駅南口大盆踊り大会協賛金募集

狛江市 前期基本計画を 策定しました

昨年10月に策定した第4次基本構想に掲げる将来都市像「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～」を実現するための施策の方向性などを示す「狛江市前期基本計画」を策定しました。

狛江市前期基本計画は、第4次基本構想と併せた「狛江市総合基本計画」としてまとめ、1部750円で政策室で頒布している他、市ホームページからでもご覧になれます。

問政策室企画調整担当

■狛江市前期基本計画

まちの姿		施策
1	人権が尊重され、市民が主役となるまち	1-① 平和の希求・人権の尊重
		1-② 市民参加・市民協働の推進
		1-③ 市政情報の共有
2	安心して暮らせる安全なまち	2-① 防災体制の充実
		2-② 防犯対策の強化
3	活気にあふれ、にぎわいのあるまち	3-① 魅力の創出・向上・発信
		3-② 地域コミュニティ・都市間交流の推進
		3-③ 商工業の振興
		3-④ 都市農業の推進
4	子どもがのびのびと育つまち	4-① 地域社会で支える子育て
		4-② 子どもの居場所づくりと成長の支援
		4-③ 妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援
		4-④ 学校教育の充実
5	いつまでも健やかに暮らせるまち	5-① 地域共生社会づくりの推進
		5-② 健康づくりの推進
		5-③ 高齢者への支援
		5-④ 障がい者への支援
		5-⑤ 生活困窮者への支援
6	生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち	6-① 地域における学びの充実
		6-② 芸術文化・スポーツの振興
		6-③ 歴史への理解と継承
7	自然を大切にし、快適に暮らせるまち	7-① 水と緑の快適空間づくり
		7-② 都市環境の確保
		7-③ 循環型社会の推進
		7-④ 下水道機能の維持・向上
		7-⑤ 市街地整備の推進
		7-⑥ 道路・交通環境の充実
8	持続可能な自治体経営	8-① 質の高い行政運営の推進
		8-② 持続可能な財政運営の推進
		8-③ 組織づくり・人材育成の推進

災害時における協定を締結しました

■災害時における施設の使用に関する協定

協定先株式会社アイリスプラザ ユニディカンパニー

協定内容ユニディ狛江店の立体駐車場および平面駐車場を避難場所として使用すること

問安心安全課



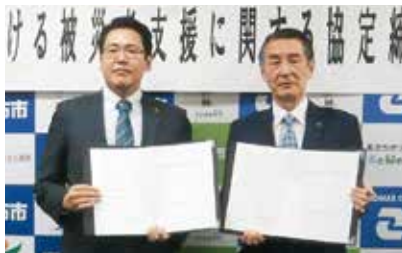
(右から) 野城慎二さん(社長)、松原俊雄市長

■災害時における被災者支援に関する協定

協定先東京都行政書士会調布支部

協定内容被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談を相互に協力して実施すること

問安心安全課



佐藤達之さん(支部長・左)

■災害時における福祉避難所に関する協定

協定先愛光女子学園

協力内容高齢者等の要配慮者が災害時に避難生活を送る福祉避難所として、学園施設の一部を狛江市に提供する。

問福祉政策課



竹谷とし子さん(参議院議員・左)、桑田裕さん(愛光女子学園長・右)

新型コロナウイルス感染症対策へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

3つの「密」を避けて新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生防止にご協力ください

新型コロナウイルス感染症への対策として、クラスターの発生を防止することが重要です。イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

■3つの「密」

- (1)換気の悪い密閉空間
- (2)多数が集まる密集場所
- (3)間近で会話や発声をする密接場面

問健康推進課（あいとぴあセンター）☎（3488）1181

市主催のイベント等の中止を延長します

市主催のイベント等について、屋内イベントの中止および屋外であっても飲食を伴うもの等の中止を4月12日(日)まで延長します。詳細は、市ホームページをご覧ください。

4月1日から市の組織が一部変わりました

問政策室企画調整担当

新たな行政課題への対応や市民サービスの向上に向けた事務の移管、新設する子育て・教育支援複合施設（ひだまりセンター）の円滑な運営等を目指すとともに、4月から施行する第4次基本構想および前期基本計画における施策の着実な推進に向けて、組織改正を行いました。

組織改正は、福祉部門と子育て部門、教育部門を中心に行いました。限られた職員数の中で行政課題に効率的かつ効果的に対応するとともに、市民の皆さんにとっても分かりやすい組織体制となるよう、業務の整理や部署名を変更しています。

新組織は以下の通りです。

部	課	係	主な業務
福祉保健部			
	福祉政策課	福祉政策係	福祉サービスに関する基本的施策の企画および総合調整、民生委員・児童委員、福祉基本条例、保護司会
	福祉相談課	生活支援係	生活保護法に基づく保護の決定および実施、生活保護等の相談
		相談支援係	障がい者に係る相談支援、高齢者に係る相談支援、障がい者手帳および精神保健福祉手帳
	高齢障がい課	障がい者支援係	心身障がい者および難病者の福祉手当の支給、心身障がい者の医療助成、障がい者福祉サービスの整備・調整、自立支援医療（精神通院医療含む）・難病者等
		高齢者支援係	高齢者福祉サービスの整備・調整および決定、介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険に係る保険給付を除く）、生活支援体制整備事業、医療と介護の連携
		介護保険係	介護保険の被保険者資格、介護保険に係る保険給付、要介護等認定、介護認定審査会
	保険年金課	医療年金係	後期高齢者の医療給付および保健事業、国民年金の被保険者資格および適用
		国民健康保険係	国民健康保険給付および保健事業、国民健康保険税の調査・賦課および調停
	健康推進課	健康衛生係	健康施策の企画・調査および実施、健康診査、医療機関等との連絡調整
保健予防係		母子保健事業、予防接種、感染症予防、食育	
子ども家庭部			
	子ども政策課	企画支援係	子ども・若者支援に関する施策の企画および総合調整、子育て講座・プログラム、青少年施策、ひとり親家庭の相談支援
		手当助成係	子どもおよびひとり親に係る手当、医療費助成
	子ども発達支援課（新設課）	子ども発達支援係（新設係）	子どもの育ちや家庭に係る相談、児童相談、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、ファミリー・サポート・センター ※子育て・教育支援複合施設（ひだまりセンター）所管
	児童育成課	幼児教育・保育係	保育の実施、私立幼稚園、保育事業の諸計画および実施
		放課後対策推進担当	学童保育所の管理運営および連絡調整、放課後児童健全育成事業、児童館の総括的管理運営および連絡調整
	教育部		
	学校教育課	教育庶務係	教育委員会の会議、学校運営の管理、教育財産の管理
		学務保健係	学校の配置および廃止、通学区域、教材関係等補助金
		学校給食係	学校給食、給食センターの管理
	教育支援課（新設課）	教育支援係（新設係）	就学相談、特別支援教育、教育支援センター（旧：教育研究所） ※子育て・教育支援複合施設（ひだまりセンター）所管
	指導室	指導教職員係	教育課程の管理、学校教育の専門的事項の指導、教職員の任免の内申、その他人事

※子育て・教育支援複合施設準備室は、準備業務終了に伴い廃止しました。
※プレミアム付商品券推進室は、事業終了に伴い廃止しました。

パブリックコメント等の結果（概要）を公表します

狛江市男女共同参画推進計画（素案）

1月15日から2月14日まで実施した泊江市男女共同参画推進計画（素案）に対するパブリックコメント等で、皆さんからいただいた主な意見とそれに対する市の回答（概要）を公表します。

なお、パブリックコメント等の結果の詳細は、政策室窓口で閲覧できる他、市ホームページからもご覧になれます。

問政策室市民協働推進担当

■パブリックコメント等の結果（概要）

意見（概要）	回答
DV防止・ジェンダー対策については世情的にも喫緊な課題と思われるので、「支援」の具体性に期待する。防災や男女共同参画にジェンダー配慮はないか。 自分は支援を受けた方がよい・受けねばならないと外部から判断して支援していくような積極性・能動的支援が考えられないか。	計画に位置付けている取組みについては、計画期間の5年間において進めていくものとなっているため、各種支援については、本計画に基づき、具体的な取組みを進めるとともに、必要な支援についても検討を進めてまいります。 また、男女共同参画の視点には、多様性への配慮も含めたものと考えておりますが、防災分野における取組みについては表現等整理します。
各施策の取組みが1から96までの連番になっていて分かりやすいので、各目標の各施策もアルファベットにするとか連番で該当施策をすぐに指摘できるようにしてほしい。	各施策についても(1)から連番で示す形で整理します。
DVを未然に防ぐための予防策として、加害者視点の講習会や相談会、カウンセリングなどを市として企画することを提案したいと思います。また、男性向けカウンセリングあつちのこを打ち出すなど、仕事で社会的軋輦おしなの中で生きる男性を救う対策も有効かと考えます。	DVに関しては、被害者支援とともに、未然防止の視点から、暴力の根絶に向けた一層の取組みが必要と考え、本計画でも未然防止に向けた取組みを位置付けています。 本計画の方針に基づき、具体的な事業等進めてまいりますので、その際の参考とさせていただきます。

第2期こまえ子ども・若者応援プラン（素案）

2月1日から3月2日までに実施した第2期こまえ子ども・若者
応援プラン(素案)に対するパブリックコメント等で、皆さんからい
ただいた主なご意見とそれに対する市の回答(概要)を公表します。

なお、パブリックコメント等の結果の詳細は、子ども政策課窓口で閲覧できる他、市ホームページ・こまえ子育てねっとからもご覧になれます。

問子ども政策課企画支援係

■パブリックコメント等の結果（概要）

意見（概要）	回答
「らしさ」という言葉は捉え方によっては、「女性らしさ」「子どもらしさ」など、時によってはそれが子育てを苦しめることにもなると思う。「子どもらしいあそび」などは「子どもにとって望ましいあそび」などに変更できないか。	この「らしさ」という言葉は「望ましい」や「ふさわしい」という意味合いだけでなく、「子どもの独自性」といった意味合いを持っているものと考えていますが、表現による誤解を避けるため、基本的な視点(3)中、「子どもが子どもらしく過ごし、…」を、「子どもが自分らしく過ごし、…」に修正します。
学校との連携などの文面的な量が少ない感じがする。	ご意見の通り、各行政機関や地域の人と学校との連携は、子どもの健やかな成長に寄与する他、子育て家庭への支援についても重要な役割を担うと考えています。この計画において「関係機関」と表記のあるものについては、基本的に学校も含まれています。 しかしながら、「学校との連携」が感じられないというご意見と捉え、「1-7-4 ゆうあいフレンド事業の推進」について、「遊びなどを通して子どもの心を和らげ、人間関係を回復し、社会適応のための自立を支援します。」と修正した他、前後の文章や事業内容との整合性を図りながら、学校を強調した方が良いものについては「関係機関」の表記を「学校を含む関係機関」に修正しました。

令和元年分の国税の申告および 納付期限を4月16日まで延長します

■国税の申告・納付期限

令和元年分の確定申告（申告所得税・贈与税・個人事業者の消費税）の申告および納付期限を、4月16日（木）まで延長します。

提出は武蔵府中税務署へ郵送または持参してください。

※市役所での確定申告書のお預かりは終了しました。

■e-Taxでの申告書の提出
マイナンバーカードや税務署

■令和元年分の還付申告

令和元年分の還付申告は、5年間申告でき、令和6年12月31日まで申告可能です。

■武蔵府中税務署 ☎042（362）4711

人権擁護委員に石澤周子さんが 委嘱されました

このたび、市長が推薦し市議会の同意を得た石澤周子さんが4月1日付で法務大臣から人権

擁護委員として委嘱されました。任期は令和5年3月31日までの3年間です。今後、他の人権擁護委員と協力して皆さんからの相談をお受けします。

■人権身の上相談

☎毎月第3木曜日

☎午後1時～4時（要予約）

☎政策室市民協働推進担当



石澤周子さん

教育長が任命されました

柏原聖子さんが令和2年市議会第1回定例会で同意を得て教

育長に任命されました。任期は4月1日から令和3年3月31日

までです。柏原さんは、昭和61年に八王子市立松が谷小学校に養護教諭として着任され、世田谷区立中里小学校長、狛江市教育部理事兼指導室長などを歴任されまし

た。なお、有馬守一教育長は3月31日付で退任しました。

☎学校教育課教育庶務係



柏原聖子さん

便利 確実 安心 新年度の市税納付は口座振替を ご利用ください ～申し込み手続きは簡単です～

☎納税課

対象税目

市民税・都民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産分）、軽自動車税、国民健康保険税

■依頼書による申し込み

持▽狛江市市税口座振替依頼書

▽現在お持ちの納税通知書

▽振替希望口座の通帳・届出印

※振替口座は納税通知書裏面に記載されている市税取扱金融機関を指定してください。

■依頼書（市内の各市税取扱金融機関の支店・納税課窓口で配布または市ホームページからダウンロード可）の説明をよく読み、必要事項を記入・押印の上、持参または郵送してください。

なお、依頼書の郵送を希望する方はご連絡ください。

※振替開始までの期間は1カ月半程度です。

■キャッシュカードによる申し込み「ページ」

持▽利用可能な金融機関のキャッシュカード（本人名義に限る）

▽本人を確認できるもの（健康保険証・運転免許証等）

利用可能な金融機関 みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、きらぼし銀行、ゆうちょ銀行（郵便局）

■納税課窓口で依頼書に必要事項を記入の上、専用端末機にキャッシュカードを通して暗証番号を入力してください。

※振替開始までの期間は2週間程度です。

■口座振替申込締切日

	納期限	依頼書による申し込み	キャッシュカードによる申し込み
令和2年	6月1日（月）	4月10日（金）	5月14日（木）
	6月30日（火）	5月11日（月）	6月12日（金）
	7月31日（金）	6月10日（水）	7月13日（月）
	8月31日（月）	7月10日（金）	8月13日（水）
	9月30日（水）	8月11日（火）	9月10日（水）
	11月2日（月）	9月10日（木）	10月15日（木）
	11月30日（月）	10月12日（月）	11月11日（水）
	12月25日（金）	11月10日（火）	12月9日（水）
令和3年	2月1日（月）	令和2年12月10日（木）	1月14日（木）
	3月1日（月）	1月12日（火）	2月9日（火）
	3月31日（水）	2月10日（水）	3月15日（月）

令和2年度指定収集袋（ごみ袋） 減免申請の受け付け

対象世帯（下表参照）には、申請に基づき年間一定枚数を限度として、指定収集袋をお渡しします。

※該当月により月割で支給し、10枚未満の端数は支給できません。

※例年4月は混雑しますので、5月以降にお越しください。

受付 平日午前8時30分～午後5時

持印鑑（朱肉が必要なもの）、必要書類（下表参照）

☎清掃課（ビン・缶リサイクルセンター）へ。

■指定収集袋減免対象一覧

対象世帯	条件	必要書類	減免内容
児童扶養手当受給世帯	各手当・年金を受給している世帯	児童扶養手当証書	この中で2つ以上当てはまる場合は、いずれか一つでの支給となります。
特別児童扶養手当受給世帯		特別児童扶養手当証書	
老齢福祉年金受給世帯		年金証書	
身体障害者手帳1・2級の方が属している世帯	世帯全員が非課税であること	手帳・保険証 ※平成31年1月1日以降に転入された方は、世帯全員分の前住所で発行の市民税非課税証明書	可燃用小袋 年間90枚まで 不燃用小袋 年間20枚まで
精神障害者手帳1・2級の方が属している世帯			
愛の手帳1・2度の方が属している世帯			
75歳以上のみの世帯			
生活保護世帯	福祉相談課で手続きをしてください。		
中国残留邦人等の支援給付受給世帯			

スマートフォンのアプリを利用して 納税できるようになりました

令和2年度の市税から、スマートフォンやタブレットのアプリを利用した納税ができるようになりました。

なお、これに伴ってモバイルレジは利用できなくなります。ご了承ください。

対象税目 市民税・都民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産分）、軽自動車税、国民健康保険税

利用できるアプリ PayB、LINEまたはLINE Pay、楽天銀行、PayPay

利用方法 あらかじめアプリの利用登録および支払い方法の設定を行った上で、アプリを立ち上げます。納付書のバーコードをカメラで読み取って、表示された支払い情報を確認し、決済してください（通信費は利用者負担）。

※領収書は発行されませんので、ご注意ください。

※詳細は右の二次元コードから市ホームページをご覧ください。

☎納税課



第2期こまえ子ども・若者応援プランを 策定しました

子ども・子育て分野から若者分野までの支援のマスタープランとして、「第2期こまえ子ども・若者応援プラン」を策定しました。

第2期こまえ子ども・若者応援プランは、子ども政策課窓口で1部400円で頒布する他、市ホームページおよびこまえ子育てねっとからもご覧になれます。

計画期間 令和2年度～6年度

基本理念 ゆるくつながり、地域が子どもと若者を支えるまち・狛江

基本目標

▽基本目標1 すべての子ども・若者が健やかに成長できるための環境づくり

▽基本目標2 すべての親が安心して子どもを産み育てられる環境づくり

▽基本目標3 地域で支える・地域がつながる子育ての環境づくり

☎子ども政策課企画支援係

新型コロナウイルス感染症の影響で、広報こまえに掲載したイベント等は中止や内容を変更する可能性があります。

行政けいばん

4月の日曜窓口

日5日(日)・26日(日)
 時午前9時～午後1時

開設窓市民課・課税課・納税課・保険年金課・子ども政策課手当助成係
 ※取扱業務や必要書類等は、事前に担当課にご確認ください。

市民課

狛江市行政不服審査会公募市民委員募集

対20歳以上(7月1日現在)の市内在住・在学・在勤の方
定2人
任期7月1日～令和4年6月30日

会議原則平日昼間(審査請求があった際に開催予定)

申問5月7日(木)(必着)までに、住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・職業・電話番号、在学・在勤の方はその名称を記入の上、作文「応募の動機」(様式自由・800字以内)を持参・郵送または☒sehout@city.komae.g.jpに政策室政策法制担当へ。

後期基本計画の進捗管理に関する市民アンケートを送付します

住民基本台帳に登録されている満18歳以上の市民の中から無作為に抽出した方(2,500人)に市民アンケートを送付します。
 ご理解とご協力をお願いします。

政策室企画調整担当

令和2年度固定資産課税明細書を送付します

令和2年1月1日現在、市内に土地・家屋を所有している方に、令和2年度固定資産課税台帳に登録してある資産(土地・家屋)の内容を示した「固定資産課税明細書」を4月上旬に送付します。記載内容は、「土地・家屋名寄帳」と同様です。不明な点はお問い合わせください。なお、納税通知書は5月上旬に送付予定です。

課税課

令和2年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます

令和2年度の固定資産税・都市計画税について、納税者自身の所有する土地・家屋の評価額が適正か判断できるよう、市内の他の土地・家屋と評価額の比較ができる土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

日6月1日(月)まで(閉庁日を除く)

後期基本計画の進捗管理に関する市民アンケートを送付します

住民基本台帳に登録されている満18歳以上の市民の中から無作為に抽出した方(2,500人)に市民アンケートを送付します。
 ご理解とご協力をお願いします。

合は所有者の委任状が、相続された方が縦覧する場合は相続権を有することを確認できる書類(戸籍謄本等)が必要です。また、所有者が法人の場合は申請書に代表者印の押印が必要です。困難な場合は代表者印を押印した委任状をお持ちください。

所課税課

令和2年度固定資産税(評価・公課)証明の発行

令和2年度固定資産税評価(公課)証明書(1月1日現在)を市民課窓口で発行します。

日▽評価証明書 4月1日(水)から

令和2年度固定資産税評価(公課)証明書 5月1日(金)から

狛江市観光協会会員募集中

狛江市観光協会は、イルミネーションや狛江ロケーションサービスによる撮影支援事業の実施、いかにダンスや菊花展への支援などを行っています。市の観光資源の開発・普及や、観光事業の実施・発展のため、ご協力いただける会員を広く募集しています。

会員(年齢)▽個人会員 一口1,000円以上

法人会員 一口1万円以上

申問狛江市観光協会事務局(地域活性化課地域振興係)へ。

狛江市観光協会が特産品等を推奨します

狛江市観光協会は、市のイメージを向上させる商品等を推奨します。地域性、信頼性、独自性、市場性、将来性について審査後、承認されると「観光協会推奨」として販売・PRをすることが可能となり、観光協会としてもPRを図ります。特産品にしたい新商品や特産品にした商品・事業の販売促進等にぜひ活用ください。

推奨」として販売・PRをすることが可能となり、観光協会としてもPRを図ります。特産品にしたい新商品や特産品にした商品・事業の販売促進等にぜひ活用ください。

※面接やプレゼンテーション等を実施する場合があります。

申問狛江市観光協会に加入の上、所定の申込用紙および商品等の画像を狛江市観光協会事務局(地域活性化課地域振興係)へ。

第11回戦没者等のご遺族に対する特別弔慰金

令和2年4月1日において、戦没者等の死亡当時のご遺族で、公務扶助料(恩給法)や遺族年金(戦傷病者戦没者遺族等援護法)等を受け取るご遺族(配偶者、父母等)がいない場合に、ご遺族1人に対し額面25万円5年償還の記名国債が支給されます(支給要件あり)。

※前回市で申請している方で、4月1日時点で市内在住の方には、4月中旬から順次お知らせを送付します。
申問令和5年3月31日までに、福祉政策課へ。

新たに資格を取得した方へ4月中旬に介護保険料通知書を送付します

対▽3月5日～4月1日に65歳になった方 64歳までは健康保険料の中に介護保険料が含まれていましたが、65歳以降は市に介護保険料を納めていただきます。

3月4日～3月31日に狛江市に転入した65歳以上の方 転入した月から市に介護保険料を納

めていただきます。

※年金受給額が年額18万円以上の方は、翌年度以降に特別徴収(年金天引き)に随時変更予定です。なお、特別の事情なく介護保険料を滞納した場合、滞納期間に応じて保険給付制限をすることがあります。

高齢障がい課介護保険係

国民健康保険・後期高齢者医療制度被保険者の方へ交通事故等に遭った際はご連絡ください

交通事故など、第三者から受けたけが等の医療費は加害者が過失割合に応じて負担しますが、届け出により保険診療を受けることができる場合があります。その場合、自己負担分を除いた医療費を保険者が一時立て替えを行い、その後加害者に請求します。

診療を受ける際は、必ず保険年金課へご連絡ください。必要書類等は、事故の状況などをお伺いした上、担当者からご案内します。
 ※交通事故の場合、事故証明書が必要となりますので、必ず警察に届け出てください。

問▽国民健康保険被保険者 保険年金課国民健康保険係

後期高齢者医療制度被保険者 保険年金課医療年金係

狛江市青少年問題協議会小委員会市民委員募集

対18歳以上(4月1日現在)の市内在住・在学・在勤の方
定2人以内
任期5月10日～令和4年5月9日

※任期は変更となる場合があります。

会議原則平日(年5回程度)

内広報紙(青少年協だより)の発行、狛江すくすくコンサートの開催など青少年健全育成の企画への参加

申問4月17日(金)(必着)までに、住所・氏名(ふりがな)・年齢・職業・電話番号、在学・在勤の方はその名称を記入の上、作文「青少年健全育成に向けての課題と必要な取組み」(様式自由・800字程度)を、持参または郵送で子ども政策課企画支援係へ。

就学援助を行います

内市内に住所がある方で、公立の小・中学校に就学中の児童・生徒がいて、教育費の負担が経済的に困難である家庭

助成給食費や学用品費等の一部

※3月に新入学学用品費の前倒し支給を受けた方も学用品費や給食費等の支給を受ける場合は、申請が必要です。

申請書の配布市内の小・中学校に在学している場合は学校、それ以外の方は学校教育課

※申請書を平日日中に提出できない方のために、4月22日(水)午後8時まで、および26日(日)午前9時～午後1時に臨時窓口を設けます。

申問4月30日(木)までに、申請書を、学校教育課学務保健係へ(郵送や学校経由での提出不可)。

家内労働委託状況届を忘れずに提出しましょう

家内労働者へ仕事(内職等)を委託している事業主の方は、毎年4月1日現在の家内労働者数等について、「委託状況届」を労働基準監督署に提出することが義務付けられています。

提出4月30日(木)まで

問東京労働局賃金課☎(3512)1614または最寄りの労働基準監督署

審議会等の公開

決定狛江市教育委員会令和2年第4回定例会

日4月10日(金)午前10時から
所防災センター3階会議室
問学校教育課教育庶務係

新型コロナウイルス感染症に関する緊急小口資金等の特例貸付

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持等のための資金を必要とする世帯へ、貸付を行います。貸付には要件があります。詳細は、狛江市社会福祉協議会ホームページをご確認ください。

問狛江市社会福祉協議会☎(3488) 0294

	こんなときに（※1）	届け出に必要なもの（※2）
加入するとき	市に転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書
	会社などの健康保険をやめたとき	健康保険をやめた（扶養から外れた）証明書（社会保険資格喪失証明書）
	会社などの健康保険の扶養から外れたとき	マイナンバー（個人番号）の分かるもの（通知カード、個人番号カードなど）
	子どもが生まれたとき	親の国民健康保険証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書
脱退するとき	市から転出するとき	国民健康保険証
	会社などの健康保険に加入したとき 被扶養者になったとき（※3）	加入者全員の新しい保険証、国民健康保険証 マイナンバー（個人番号）の分かるもの（通知カード、個人番号カードなど）
	死亡したとき	国民健康保険証 死亡を証明するものの写し（市外の施設入所者のみ）
	生活保護を受けるようになったとき	国民健康保険証、生活保護開始決定通知書
その他	市内で住所が変わったとき 氏名、世帯主が変わったとき 世帯が分かれたり、一緒になるとき	加入者全員の国民健康保険証
	保険証をなくしたとき 保険証が汚れて使えなくなったとき	本人確認証明書（運転免許証、パスポート等）
	就学のため市外に転出するとき	国民健康保険証、在学証明書

※1 国民年金の手続きも必要な場合があります。
※2 本人確認証明書（運転免許証、パスポート等）をお持ちの方は、併せて持参してください。
※3 郵送で届け出ができます。届け出に必要なものの写し（国民健康保険証は原本）をお送りください。

国民健康保険に加入または脱退するときは、手続きが必要で
す（自動的に切り替えられませ
ん）。左表に該当する方は、14
日以内に手続きを行ってくださ
い。

国民健康保険税は届け出の月
からではなく、加入する資格を
得た月までさかのぼって納める
ことになり、手続きが遅れると、
1回当たりの納付額が高額にな
る場合もあります。

また、国民健康保険を脱退す
る手続きがされない場合、保険
税の支払いが続くだけでなく、
会社などの健康保険加入後に国
民健康保険証を使用してしまう
と、国民健康保険負担分の医療
費を返還していただくことにな
りますので、ご注意ください。

なお、健康保険が切り替わっ
た際には、保険証が変更になっ
た旨を医療機関に必ず申し出て
ください。

問 保険年金課国民健康保険係



国民健康保険の 加入・脱退などの届出は 14日以内に

国民健康保険税の 税率等を改定します

国民健康保険の財政は、加入者の多くが高齢者や低所得者であることに加え、被保険者数の減少に伴う税収の減少により、慢性的な財源不足が続いています。

国民健康保険特別会計の安定的な財政運営を図るため、市では東京都が市町村ごとに示す標準保険税率を参考に税率等を決定し、賦課・徴収し、東京都へ国保事業費納付金を納めています。

これらの状況を踏まえ、令和2年度からの国民健康保険税の税率等を改定します（下表参照）。

なお、この改定は、有識者と市民で構成する狛江市国民健康保険運営協議会の答申および市議会の議決を経て決定したものです。

※令和2年度の税額を試算できる試算シートを市ホームページに掲載しています。

問 保険年金課国民健康保険係

■国民健康保険税率の改定

区 分		現 行	改 定 後	引き上げ幅
基礎課税分 （医療分）	所得割	5.25 %	5.38 %	0.13 ポイント
	均等割	2万6,000円	2万6,600円	600 円
後期高齢者支援金等課税分 （支援金分）	所得割	1.83 %	1.87 %	0.04 ポイント
	均等割	1万400 円	1万700 円	300 円
介護納付金課税分 （介護分）	所得割	1.68 %	1.72 %	0.04 ポイント
	均等割	1万2,600円	1万2,900円	300 円

東京都シルバーパスを ご利用ください

満70歳以上の都民の方に、都営交通・都内民営バス等を利用できる「東京都シルバーパス」（有効期限は9月30日(水)まで）を発行します。

問 都内に住民登録されている満70歳以上の方（寝たきりの方を除く）

費用負担区分(1)平成31年度の市民税が「非課税」の方または平成31年度の市民税が「課税」で、平成30年の合計所得金額が125万円以下の方 1,000円
(2)平成31年度の市民税が「課税」で、平成30年の合計所得金額が125万円を超えている方 1万255円

必要書類▽本人確認書類（健康保険証、運転免許証等）

▽(1)に該当する方のみ、次のいずれかの書類

(ア)平成31年度介護保険料決定通知書の所得段階区分の欄に1～6のいずれかの記載があるものまたは合計所得金額の欄に125万円以下の記載があるもの

(イ)平成31年度市民税（非）課税証明書

(ウ)生活保護受給証明書

※(ア)は、市から送付されるもので、再発行できません。紛失等で手元にない場合は、(イ)または(ウ)の交付を受けてください。

※(イ)は、市民課の窓口で発行しています。発行には、手数料300円と本人確認書類が必要です。

※長期または短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合は、必要書類が異なる場合がありますので、お問い合わせください。

申 満70歳になる月の初日（1日が誕生日の方は前月の初日）から、必要書類を持参の上、最寄りのバス営業所等の発行窓口へ。

※市内のバス営業所は、小田急バス狛江営業所（中和泉5-17-23）です。

問 東京バス協会シルバーパス専用電話 ☎（5308）6950（土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時）

■表1 保険料の決め方

東京都の保険料額 （限度額64万円）	=	均等割額	+	所得割額
		被保険者1人当たり 4万4,100円		賦課のもととなる所得金額 ※ ×所得割率 8.72%

※前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません）

■表2 均等割額の軽減

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下（その他所得がない）	7 割
33万円以下で7 割軽減の基準に該当しない	7.75割
33万円+（28.5万円×被保険者の数）以下	5 割
33万円+（52万円×被保険者の数）以下	2 割

※65歳以上（令和2年1月1日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除額15万円を差し引いた額で判定

■表3 所得割額の軽減

	賦課のもととなる所得金額	軽減割合
※	15万円以下	50%
※	20万円以下	25%

※東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置

▼均等割額の軽減
同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減します（表2参照）。

問 広域連合お問い合わせセンター
☎0570（086）519

軽減には所得の申告が必要となる場合があります。

所得割額は当面の間かかりません。

■保険料の軽減
軽減には所得の申告が必要となる場合があります。

所得割額は当面の間かかりません。

※保険料率は2年ごとに見直されます（表1参照）。

なった日の前日まで、会社の健康保険など（国保・国保組合を除く）の被扶養者だった方の均等割額は、加入から2年を経過する月まで5割軽減となり、所得割額は当面の間かかりません。

■令和2年度保険料
保険料は制度を支える大切な財源であり、後期高齢者医療制度加入者全員に納めていただきます。

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで、会社の健康保険など（国保・国保組合を除く）の被扶養者だった方の均等割額は、加入から2年を経過する月まで5割軽減となり、所得割額は当面の間かかりません。

▼所得割額の軽減
被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減します（表3参照）。

▼被扶養者だった方の保険料の軽減
軽減には所得の申告が必要となる場合があります。

■令和2年度保険料
保険料は制度を支える大切な財源であり、後期高齢者医療制度加入者全員に納めていただきます。

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで、会社の健康保険など（国保・国保組合を除く）の被扶養者だった方の均等割額は、加入から2年を経過する月まで5割軽減となり、所得割額は当面の間かかりません。

令和2年度保険料 後期高齢者医療保険に 加入されている方へ

新型コロナウイルス感染症の影響で、広報こまえに掲載したイベント等は中止や内容を変更する可能性があります。

令和
2年度

狂犬病予防集合注射を
延期します

例年4月に開催していた狂犬病予防集合注射は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期します。日程等は決定次第、広報こまえ等でお知らせします。

飼い犬の登録

飼い犬には生涯一度の登録が義務付けられています。まだ登録がお済みでない場合は、集合注射会場または市民課で登録の手続きをしてください。
 3,000円(手数料)
 健康推進課(あいとぴあセンター) ☎(348) 1181

動物病院で接種を受けた場合は、飼い主が注射済票の交付申請してください。

点字プリンターの利用登録

および点字付き封筒の
送付希望者の新規申請

点字プリンターの利用登録

視覚障がいのある方等への情報提供のツールとして、点字プリンターをこまへくば1234(市民活動支援センター)に設置しています。点字プリンターの利用希望者および団体、点字付き封筒の送付希望者の申請を受け付けます。

※(1)は、窓口で口頭の申請も可。

点字付き封筒の利用登録

※申請した日の属する月の翌々月から点字付き封筒の送付が可能となります。

市内に住民登録があり、視覚に障がいのある方(手帳の有無は不問)

※窓口での口頭の申請も可。

※登録された方の氏名等の情報は各通知を送付する担当課に伝えます。

市内で活動し、市内の視覚に障がいのある方への情報提供を目的として利用する個人・団体
 使用した用紙(シール)の費用

申請書および(1)の方は身体障害者手帳または身分証明書、(2)の方は身分証明書を、郵送または持参で福祉総合相談窓口へ。

移動支援事業の
単価を変更します

一人での外出が困難な方の移動をサポートする移動支援事業の単価を変更しました。

単価の変更に関して 高齢障がい課障がい者支援係
 移動支援のご利用に関して 福祉相談課相談支援係

移動支援事業単価表

支給時間	30分以下		30分超 1時間以下		1時間超 1時間30分以下	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
身体介護なし	1,100円	2,500円	2,100円	3,100円	3,200円	4,200円
身体介護あり	2,100円	3,000円	3,800円		5,400円	
2人付け	1,600円/人	3,000円/人	3,000円/人		4,300円/人	

手話講習会

5月12日(火)～令和3年3月11日(木)(全33回)

初級・養成 火曜日

中級・上級 木曜日

※5月9日(土)午前に開講式を開催(合同講演会・閉講式も土曜日開催)

午前10時～正午 所あいとぴあセンター

市内在住・在学・在勤の方で中学校卒業以上の方

初級・中級・上級 各コース先着20人

養成 10人

コース初級 初めて手話を学ぶ方

中級 初級を修了または1年程度手話を学んだ方

上級 中級を修了または同程度手話を学んだ方

養成 上級コースを修了または同程度の方で、申し込み後に手話による試験に合格した方(試験日4月14日(火))

4,000円(養成コースのみ8,000円)

※その他、テキスト代等実費負担あり。

4月27日(月)(養成コースのみ4月7日(火))までに、狛江市社会福祉協議会 ☎(3488) 0294へ。



健康と衛生

お知らせ

地域包括支援センターこまへ
 「せせらぎカフェ」

5月9日(土)午後1時30分～3時30分 所共生の家「多麻」(駒井町1-1-2) ☎300円(飲み物・お菓子代)

所 地域包括支援センターこまへ
 地域包括支援センターこまへ
 5月9日(土)午後1時30分～3時30分 所共生の家「多麻」(駒井町1-1-2) ☎300円(飲み物・お菓子代)

教室

地域包括支援センターこまへ
 正吉苑

武道を取り入れた認知症予防体操 4月17日(金)午後1時30分～3時 所野川地域センター 師小竹弘倫さん(じんだい接骨院院長)

正吉講座「サービス付き高齢者向け住宅について」 4月21日(火)午前10時～11時30分 所こまへ正吉苑 安諸剛志さん(社会福祉法人正吉福祉会法人本部サービス付き高齢者向け住宅担当)

健康体操 4月24日(金)午後1時30分～3時 所狛江団地さくら集会所 師房山野乃花さん(ゆずりは健康運動指導士)

こまへとカフェ 4月28日(火)午前10時～午後2時30分 所

相談

489) 2404(午前8時30分～午後5時30分)へ。

相談

育児相談

4月22日(水)午前9時30分～11時30分 所育児の悩みや、お母さん自身の心と体のことなどの相談 母子健康手帳

健康推進課(あいとぴあセンター) ☎(3488) 1181

犬のしつけ・飼い方相談

4月24日(金)午前9時30分～11時30分 所初めて犬を飼う方やみつぎ、無駄ばえなどでお困りの方 先着6人 師西川文二さん(東京都動物愛護推進員)

所 健康推進課(あいとぴあセンター) ☎(3488) 1181へ。

無料健康相談

4月16日(木)午後1時30分～2時30分 所あいとぴあセンター
 科目内科・産婦人科
 所 狛江市医師会事務所 ☎(3488) 2267

親子で歯ッピー
はみがき教室



5月28日(木)

受 第一部 午前9時25分～9時30分(10時45分終了予定)

第二部 午前10時25分～10時30分(11時45分終了予定)

対象 生後6カ月～1歳未満の乳児と保護者

定 各回9組

内容 乳児と保護者の歯科健診、保護者のブラッシング指導、乳児の口の観察と仕上げ磨き練習

持ち物 母子健康手帳、乳児と保護者の歯ブラシ、コップ、手鏡、タオル

所 健康推進課(あいとぴあセンター) ☎(3488) 1181へ。

日常生活用具の支給対象品目に新たに品目を追加します

日常生活用具の支給対象品目に新たに次の品目を追加しました。

■標準額・耐用年数 39万5,000円（8年）

▽暗所視支援眼鏡

■福祉相談課相談支援係へ。

▽原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がいのある方または難病患者等（夜盲または視野狭

▽品目の追加に関して 高齢障がい課障がい者支援係

▽支給に関して 福祉相談課相談支援係

風しんの追加的対策に伴う

抗体検査・定期予防接種

平成30年7月以降、風しん患者数が増加しています。患者の多くは、風しんの予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性です。

※ただし、次の方は抗体検査や定期予防接種を受ける必要はありません。

これを受け、風しんの予防接種を受ける機会がなかった

▽過去に風しん抗体検査等による確定診断を受けたことがあり、罹患記録がある方

接種を受ける機会がなかった

▽平成26年4月1日以降に受けた風しん抗体検査により、十分に抗体を保有している方

に、風しん抗体検査および定期予防接種（風しん第5期定期予防接種）を実施します。

（H1法で16倍以上、EIA法で6.0以上等を示す記録がある場合）

対象者には指定医療機関等で利用できる無料クーポン券を発行します。まずは風しん

■クーポン券を送送します

抗体検査を受け、十分に抗体を保有していないことが分かった方は定期予防接種を受け

▽昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性

ましょう。

※実施機関等制度の詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

なお、この追加的対策による予防接種は、令和4年3月31日までの時限措置として行

▽健康推進課（あいとぴあセンター） ☎（3488）1181

われるものです。

▽健康推進課（あいとぴあセンター） ☎（3488）1181

▽昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性

▽健康推進課（あいとぴあセンター） ☎（3488）1181

▽昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性

▽健康推進課（あいとぴあセンター） ☎（3488）1181

▽昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性

▽健康推進課（あいとぴあセンター） ☎（3488）1181

▽昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性

▽健康推進課（あいとぴあセンター） ☎（3488）1181

▽昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性

▽健康推進課（あいとぴあセンター） ☎（3488）1181

▽昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性

▽健康推進課（あいとぴあセンター） ☎（3488）1181

▽昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性

▽健康推進課（あいとぴあセンター） ☎（3488）1181

▽昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性

▽健康推進課（あいとぴあセンター） ☎（3488）1181

▽昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性

▽健康推進課（あいとぴあセンター） ☎（3488）1181

▽昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性

▽健康推進課（あいとぴあセンター） ☎（3488）1181

成人用肺炎球菌感染症ワクチン予防接種

成人用肺炎球菌感染症ワクチンは、高齢者の肺炎球菌による肺炎の発病や病気の重症化を予防することにより効果が期待される予防接種です。平成26年10月1日から、国の法律に基づく定期予防接種となっています。

予防接種は必要性や副反応についてよく理解し、納得をした上で受けてください。

▽令和3年3月31日(水)まで（休診日を除く）

▽右表の経過措置期間対象者

※対象者には4月中に勧奨通知・申請書を送付します。

■注意 接種を受ける際は、必ず申請書を持参の上、市内指定医療機関（勧奨通知参照）で受けてください。

※調布市内の一部医療機関でも同様に接種できます。

※過去に一度でも肺炎球菌ワクチン（ニューモバックスNP）の予防接種を受けたことがある方は対象外となります。

回数 1回

¥5,000円

※医療機関へお支払いください。生活保護受給世帯の方は減免措置があります。

▽健康推進課（あいとぴあセンター） ☎（3488）1181

■経過措置期間対象者

対象者	生年月日
65歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれ
70歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれ
75歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれ
80歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれ
85歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれ
90歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生まれ
95歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日生まれ
100歳	大正9年4月2日～大正10年4月1日生まれ

わいわいキッズ

▽4月1日(水)、5月13日(水)、6月7日(日)、7月1日(水)、8月5日(水)、9月2日(水)

さんともたちの交流・情報交換の場です。

時間 午前10時30分～正午

所 健康推進課（あいとぴあセンター） ☎（3488）1181

内 双子以上を育てているお母

1181

■令和2年度個別予防接種一覧

○歳または○カ月未満とは、○歳の誕生日の前日までです。

予防接種名	対象者	回数	通知対象者	通知時期	会 場
ヒブ感染症	【初回】 生後2カ月～5歳未満	3	令和2年3月1日～令和3年2月28日 生まれ	生後1カ月になる月 に送付	個別予防接種実施医療機関（勧奨通知参照）
小児用肺炎球菌感染症	【追加】 生後2カ月～5歳未満	1			
B型肝炎	生後1歳未満	3			
四種混合 (ジフテリア・百日せき・ 破傷風・ポリオ)	【1期初回】 生後3～90カ月未満	3	令和元年5月1日～令和2年4月30日 生まれ	1歳になる月の前月 に送付	
	【1期追加】 生後3～90カ月未満	1			
麻疹 風しん	【1期】 生後1～2歳未満	1	平成26年4月2日～平成27年4月1日 生まれ	4月に送付	
	【2期】 5歳以上7歳未満で小学校 就学の前年（4月1日～3月 31日）	1			
水痘	【初回接種】 生後1～3歳未満	1	令和元年5月1日～令和2年4月30日 生まれ	1歳になる月の前月 に送付	
	【追加接種】 生後1～3歳未満	1			
日本脳炎	【1期初回】 生後6～90カ月未満	2	平成29年5月1日～平成30年4月30日 生まれ	3歳になる月の前月 に送付	
	【1期追加】 生後6～90カ月未満	1			
	【2期】 9歳以上13歳未満	1			
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	【2期】 11歳以上13歳未満	1	平成20年4月2日～平成21年4月1日 生まれ	5月に送付	
ヒトパピローマ ウイルス感染症	小学校6年生～高校1年生 の女兒	3	平成25年4月1日から定期接種化されましたが、平成25年6月14日付の厚生労働省からの勧告を受け、現在ワクチン接種についての積極的勧奨は見合わせています。		

※日本脳炎は接種勧奨を控えていた時期があり、平成12年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、接種対象年齢が20歳未満となっています。この接種対象年齢に該当し、勧奨通知が届いていない方で接種を希望する方はお問い合わせください。

子どもの

定期予防接種

予防接種は、冊子「予防接種と子どもの健康」を必ず読み、

予防接種の必要性や副反応をよく理解した上で受けてください。

接種を受ける際は、日ごろの状態をよく知っている保護者の方が同伴し、母子健康手帳を必

ず持参してください。

対象者には個別に通知をして

います。通知が届かない方は、

ご連絡ください（令和2年度集

団・個別予防接種一覧参照）。

▽健康推進課（あいとぴあセン

ター） ☎（3488）1181

令和2年度集団予防接種「結核（BCG）」

対象年齢	生後1歳未満		
回数	1		
通知対象者	令和2年3月1日～令和3年2月28日生まれ		
通知時期	生後1カ月になる月に送付※		
実施月日	4月28日(火)	5月26日(火)	6月23日(火)
	7月28日(火)	8月25日(火)	9月29日(火)
	10月27日(火)	11月24日(火)	12月22日(火)
	令和3年 1月26日(火)	2月16日(火)	3月23日(火)
会場	あいとぴあセンター		

※標準接種年齢は生後5～8カ月未満です。

新型コロナウイルス感染症の影響で、広報こまえに掲載したイベント等は中止や内容を変更する可能性があります。

学童保育所
午前開放事業「あそびの広場」

市内3カ所の学童保育所で、は、火・水・金曜日(学校休業日を除く)の午前中、施設を遊び場として乳幼児に開放している他、保育士等による子育て相談を実施しています。

■4月のイベント

- ▽22日(水) おはなし
- ▽24日(金) すくすく測定
- ▽28日(火) イベント

問 松原学童保育所 ☎(3489) 9380、東野川学童保育所 ☎(3480) 8709、駒井学童保育所 ☎(3489) 2877

時 午前10時～正午



4月の古民家園

■古民家園で遊ぼう

日 18日(土) 午前10時～11時30分
(雨天実施、出入り自由)

対 子どもとその家族(原則親子同伴)

内 子育て中の親子が屋内や園庭で楽しく遊び交流できます。

※子育ての専門スタッフが交流のお手伝いをします(授乳とおむつ交換の場所あり)。

スタッフ 長谷川まゆみさん、大畑恵美子さん、田村泉さん(サポート 狛江)、他

■草木染めでこいのぼりを作る

日 19日(日) 午前10時～正午(雨天実施)

対 小学生以上の方

定 先着20人(要予約)

内 自分でデザインしたミニこいのぼりを藍の乾燥葉の染液で染めます。作ったミニこいのぼりは持ち帰れます。

師 あいの会

持 汚れてもよい服装、エプロン、タオル

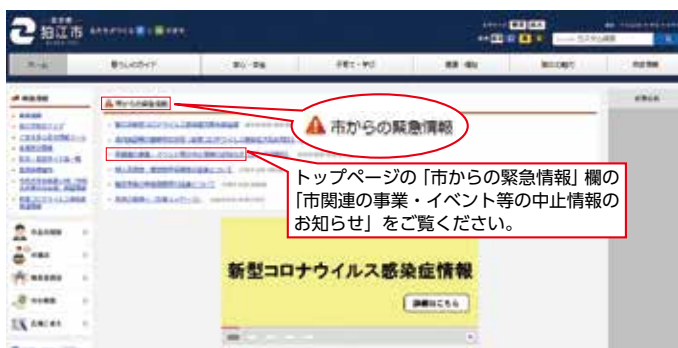
料 ¥100円(材料代)



事業・イベント等の
中止・延期について

広報こまえに掲載している事業・イベント等は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、中止・延期する場合があります。

市ホームページでは、市関連の事業・イベント等の中止情報のお知らせをしていますので、事前にホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。



市民協働提案事業募集

～市とともに事業をしませんか～

狛江市前期基本計画に掲げる市民参加・市民協働を推進するため、市民と市が協働で取り組む事業を自由な課題で市に提案する「市民提案型市民協働事業」の募集を行います。

対 市民公益活動団体登録を行っている団体

※新規登録も受け付けます。詳細はお問い合わせください。

対 家事業提案団体と市が行う協働事業で次の条件を満たすもの

- ▽市内で行われる事業
- ▽令和3年度に実施可能な事業
- ▽地域社会の発展または地域の課題や社会課題の解決が期待できる事業

▽協働で実施することで、より大きな効果が期待できる事業

▽協働で実施することが制度的に可能であり、その役割分担が明確かつ適切な事業

▽単年度で完了する事業(年度ごとの申請と選考により、連続した提案可能)

提出書類 指定の提案書、実施計画書、収支計画書、定款・会則、名簿等

※制度の内容及書類等詳細は、市ホームページをご覧ください。

選考 公開プレゼンテーション

申 6月5日(金)までに、政策室市民協働推進担当へ。

■説明会

日 4月10日(金)

時 市民公益活動事業補助金の説明会終了後から

※詳細は、下段をご覧ください。

所 防災センター3階会議室

問 政策室市民協働推進担当

コミュニティソーシャルワーカーに
ご相談ください

狛江市社会福祉協議会では、コミュニティソーシャルワーカーを配置しています。

公的なサービスや地域の支援だけでは解決しきれないニーズや福祉課題を受け止め、地域住民や関係機関・団体等と連携・協力しながら解決していく調整役です。

あいとぴあエリア(中和泉・西和泉・元和泉・東和泉)では、個別相談への対応はもちろん、映画を通じた居場所づくりや多世代が集える場を地域住民と共に立ち上げています。

今年度から、こまえ苑エリア(猪方・駒井町・岩戸北・岩戸南)に新たにコミュニティソーシャルワーカーを配置しました。

今後、こまえ正吉苑エリア(和泉本町・東野川・西野川)にも配置する予定です。

地域で心配ごとや困りごと、気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

問 狛江市社会福祉協議会 ☎(3488) 0313、✉csw@welfare.komae.org

あいとぴあエリア
のぎらうた
野木遼太



こまえ苑エリア
きしまこと
岸真



狛江市市民公益活動事業
補助金対象事業募集

対 市民公益活動を行い、次のすべてに該当する団体(法人格の有無は不問)

- ▽市民が自主的かつ自発的に行う不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とする活動を行う団体
- ▽営利活動を行わない団体
- ▽宗教、政治および公益を害する恐れのある活動を目的としない団体
- ▽市内に住所がある役員が在籍、または事務所・活動拠点・活動範囲に狛江市を含む団体

対 家事業補助金交付決定後に市内で行われる単年度で完了する事業のうち、先駆的で将来性の

ある、または市民ニーズや地域性に適合した特徴ある事業(市の他の補助金等の支援対象となる事業は除く)

※申請は1団体につき1事業のみ。

補助金

- ▽スタート補助金 上限5万円(総額20万円)
- ※4月1日時点で、設立日の翌日から起算して3年を経過しておらず、同補助金の交付を受けたことがない団体
- ▽チャレンジ補助金 上限20万円(総額140万円)
- ※平成27年度以降に交付を受けたことが2回以内の団体

提出書類 申請書、事業計画書、収支予算書、定款・会則等、名簿

※スタート補助金のみ団体概要書

※NPO法人のみ貸借対照表

選考 公開プレゼンテーション

(5月31日(日)に実施。スタート補助金は書類選考のみ)

※詳細は、市ホームページまたはマニュアル(政策室窓口で配布)をご覧ください。

申 5月7日(木)までに、政策室市民協働推進担当へ。

■説明会

日 4月10日(金) 午後6時30分から

所 防災センター3階会議室

※終了後、市民協働提案事業説明会を実施します。詳細は、上段をご覧ください。

問 政策室市民協働推進担当

住宅へ地球温暖化対策設備を導入する費用の一部を助成します

予算額に達し次第、受け付けを終了します。
※今年度から蓄電池の助成も始めました。詳細は、市ホームページをご覧ください。
■お問い合わせ 令和3年1月29日(金)までに、申請書等（市ホームページからダウンロード可）を環境政策課環境係へ。

■助成金額等

対象項目	1件当たりの助成金額（1,000円未満の端数は切り捨て）
ホームエネルギー管理システム（HEMS）	機器本体（情報収集装置、測定装置、専用モニター）費用の3分の1以下（限度額2万円）※1
太陽光発電システム	太陽電池モジュールの公称最大出力（小数点以下第3位は切り捨て）1kW当たり2万円（上限8万円）※2・3
家庭用燃料電池	5万円※1
日射調整フィルム	材料費の4分の1以下（上限4万円）※3
高反射率塗装	材料費の4分の1以下（上限4万円）※3・4
蓄電池	5万円※5

- ※1 個人住宅へ導入する案件に限ります。
※2 個人住宅に太陽光発電システムを導入する場合は、ホームエネルギー管理システム（HEMS）の導入が必須要件となります。
※3 共用の用に供するために、共同住宅の共有部分等に導入する場合のみ上限20万円
※4 仕上げ用とその下地となる塗料の材料費を指します。防水材は含まれません。
※5 個人住宅に蓄電池を導入する場合は、太陽光発電システムの導入が必須要件となります。

■助成対象等

導入場所	要件（次のすべてに該当する方）
個人住宅 （共同住宅の専有部分を含む）	▽市内に住所を有し、かつ居住する方または居住予定の方 ▽共有者または所有者がいる住宅に設置する場合は共有者または所有者の同意を得た方 ▽市税の滞納がない方 ▽未使用の助成対象機器等を新たに導入し、かつ自ら使用する方または自らの居住の用に供する住宅として未使用の機器等が導入された住宅（建設工事の完了日から起算して1年未満）を購入する方 ▽共同住宅の共有部分等に設置する場合は、管理組合の同意を得られた方
共同住宅の 共用部分等 （複数の入居者が 共用で使用するた めに設置する場合）	▽市内に当該共同住宅を所有する方または所有予定の方もしくは管理組合 ▽共有者または所有者がいる場合は共有者または所有者の同意を得た方 ▽申請者が個人の場合は市内に住所を有し、かつ市税の滞納がない方 ▽共有部分等で共用で使用するために未使用の機器等を新たに導入する方 ▽分譲共同住宅の場合は管理組合の総会で同意を得られた方

定 先着14人
5月13日～6月3日の毎週水曜日（全4回）
午前10時～正午
中央公民館
おおむね生後2～5カ月の赤ちゃんを初めて育てているお母さん

第1回親子の絆づくりプログラム 赤ちゃんがきた！（愛称B.P.）

定 先着12人
5月8日～6月12日の毎週金曜日（全6回）
午前10時～正午
防災センター4階会議室、他
対1～3歳（第一子）の母親で、過去に参加したことがなく、原則全回出席できる方

第1回 ノーバディーズパーフェクトプログラム 自分らしい子育てを みんなで話し合ってみよう

内 第1回 新しい出会い
第2回 赤ちゃんのいる生活
第3回 赤ちゃんとの接し方
第4回 親になること
※テキスト貸し出し。赤ちゃんと一緒にプログラムを進めます。
申 4月8日(水)から、子ども政策課企画支援係へ。

※託児あり。
内 「完璧な親なんていない」をキーワードに、同年代の子を持つ親同士で悩みや関心ごとを話し合い、自分にあった子育てを見つけませんか。
申 4月6日(月)から、子ども政策課企画支援係へ。

所 事務所兼倉庫・食品寄贈受付
午後1時～5時
所 西野川1-16-7（松原通り）
5月8日～6月12日の毎週金曜日（祝日、休日の場合は翌日）
フードバンク狛江の活動場所を移転しました。フードバンク活動では、賞味期限が1カ月以上ある食品（米、缶詰、袋麺、レトルト食品、調味料、菓子等）の寄贈を次の2カ所で受け付けます。
毎週月・木曜日（祝日、休日の場合は翌日）
事務所兼倉庫・食品寄贈受付
午後1時～5時
所 西野川1-16-7（松原通り）
5月8日～6月12日の毎週金曜日（祝日、休日の場合は翌日）
フードバンク狛江の活動場所を移転しました。フードバンク活動では、賞味期限が1カ月以上ある食品（米、缶詰、袋麺、レトルト食品、調味料、菓子等）の寄贈を次の2カ所で受け付けます。
毎週月・木曜日（祝日、休日の場合は翌日）
事務所兼倉庫・食品寄贈受付
午後1時～5時
所 西野川1-16-7（松原通り）

フードバンク狛江の事務所 および倉庫を移転しました

いなげや前、元狛江市消防団第7分団器具置場）
作業所および食品寄贈受付所
午後1時～3時
所 市役所1階
※ビン・缶リサイクルセンターで毎月第1火曜日に行ってきたフードドライブ（食品寄贈）は終了し、4月以降は市役所1階の作業所で実施します。
問 NPO法人フードバンク狛江
（5497）0272

春の全国交通安全運動 4月6日(月)～15日(水)

問 道路交通課交通対策係

世界一の交通安全都市TOKYOを目指して

市内で昨年一年間に発生した人身交通事故は99件（一昨年79件）でした。このうち、死亡0人（一昨年1人）、重傷1人（一昨年8人）、軽傷98人（一昨年77人）でした。重傷者は大幅に減り、事故で亡くなった方もゼロとなりました。しかし、事故件数・軽傷者は増えています。

傾向としては、信号無視や飛び出しによる事故が多く発生しています。また、歩行者で交通違反をしていないにもかかわらず事故に巻き込まれた方も多いため、交通ルールを守るだけでなく、自身の身の回りの安全確認を確実に行いましょう。

■子どもをはじめとする歩行者の安全の確保

入園・入学の時期は、子どもの交通事故が増加する他、高齢者が関係する事故の割合が高いなど、歩行中の事故が多く発生しています。「自分は大丈夫」と油断せず、事故はいつでも、どこでも起こり得ることと意識しましょう。

■高齢運転者等の安全運転の励行

高齢運転者による重大交通事故も発生しています。自動ブレーキおよびペダル踏み間違い時加速抑制装置の配備や、運転免許証の自主返納も検討してみてはいかがでしょうか。

■自転車の安全利用の推進

市内で昨年一年間に自転車に関与した事故件数は53件（一昨年31件）、自転車関与率では東京都の39.0%に対し53.5%と高く、特に

交差点での事故や出会い頭の事故が多くなっています。自転車安全利用五則を守り、交通マナーの向上に努めましょう。

※自転車安全利用五則…(1)車道が原則、歩道は例外(2)車道は左側を通行(3)歩道は歩行者優先で、車道側寄りを徐行(4)安全ルール（飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号順守と一時停止・安全確認）を守る(5)子どもはヘルメットを着用

■二輪車の交通事故防止

二輪車はその車両の特性から交通事故が死亡事故につながるが多いため、しっかりと安全確認・カーブでの減速をし、けがを防ぐプロテクターなども装着しましょう。



4月10日(金)は交通事故死ゼロを目指す日です

一人ひとりが正しい交通ルールとマナーを守り、時間にゆとりを持って行動し、交通事故に注意して行動しましょう。

新型コロナウイルス感染症の影響で、広報こまえに掲載したイベント等は中止や内容を変更する可能性があります。

狛江市立保育園 育児相談と親子保育体験



■育児相談

平日午前10時～午後4時のうち、1人30分程度

市内在住の方
 各園へ。

開始

3～5歳児クラス 午前9時

45分から給食後まで

市内在住の未就学児親子

定各クラス1日1組(1園のみ
 体験可)

￥180円(給食費1食分)

※3～5歳児クラスのみ

申請翌月分を毎月15日午前10時

時45分から給食前まで
 ※0・1歳児クラスは9月から
 各園へ。

■親子保育体験(左表参照)

時0～2歳児クラス 午前9

■保育体験日程

園名	日程
藤塚保育園 ☎(3489) 2835	5月15日(金)・22日(金)・29日(金) 6月12日(金)・19日(金)・26日(金) 9月4日(金)・11日(金)・18日(金) 10月2日(金)・9日(金)・30日(金)
駒井保育園 ☎(3480) 9361	5月12日(火)・20日(水)・25日(月) 6月11日(水)・17日(水)・22日(月) 9月3日(水)・8日(火)・14日(月) 10月12日(月)・21日(水)・27日(火)
駄倉保育園 ☎(3489) 5415	5月12日(火)・18日(月)・27日(水) 6月3日(水)・9日(火)・18日(水) 9月3日(水)・10日(火)・16日(水) 10月6日(火)・21日(水)・29日(月)
三島保育園 ☎(3488) 3898	5月7日(水)・12日(火)・20日(水) 6月4日(水)・10日(水)・18日(火) 9月1日(火)・17日(水)・29日(月) 10月1日(水)・7日(水)・19日(月)

「狛江水辺の楽校」4月行事予定

～狛江水辺の楽校を元に戻そう～

令和2年度開校式&多摩川を
 きれいにし隊清掃

日5日(日)

内開校式と小川復活の清掃活動
 を行います。

師野口昌男さん(水辺の楽校校長)

長

昨年の台風被害による増水で
 流れてきた、わらごみや流木を

片付けます。

日4月12日～26日の毎週日曜日

各日時午前10時～正午(雨天

中止)

集合水辺の楽校入口

持動きやすく汚れてもよい服
 装・靴(長袖・長ズボン・長靴

など)、軍手、タオル、飲み物、
 着替え、お持ちの方はのこぎり、

スコップなど
 問竹本☎090(3525) 8

インフォメーション ご案内

催し

■無料法律相談会

日4月18日(土)午前10時～正午受
 午前9時30分～11時(先着順)
 所防災センター4階会議室市内
 在住・在学・在勤の方市内
 在住の弁護士による相続、離婚、
 金銭貸借等の法律問題に関する
 相談

問秘書広報室

■住まい探しの相談窓口

日4月14日(火)時午前10時～10時
 50分・午前11時～11時50分の2
 枠(要予約)所2階第二市民相
 談室市内在住の方内高齢者、
 障がい者、子育て家庭などの事
 情で住まい(民間賃貸住宅)の
 確保にお困りの方から相談を受
 け付けます。
 申問福祉政策課へ。

■「狛江弁財天池特別緑地保全 地区」4月行事予定

日4月12日(日)午前10時～午後3
 時(雨天決行)内緑地の開放※
 緑地保全の会の会員を募集中で
 す。

お知らせ

■市制施行50周年記念ロゴマー
 クを使用できます

印刷物等に市制施行50周年記

(月)土曜日午前10時～午後6
 時)へ。

■交通安全団に入りませんか

小学生交通安全ルールやマナー
 の大切さ、思いや
 りの心を育むこと
 を目的に、交通安
 全活動、少年団ス
 ポーツ大会・自転車大会など幅
 広い活動を行います。一日体験
 日もありますので、興味のある
 方はお問い合わせください。
 問調布警察署☎042(488)
 0110、調布交通安全協会☎
 042(482) 3042



セミナー

■未就学児運動療育教室「みん
 なで地球をけつとばせ」

日4月15日(水)午後2時30分～3
 時30分所市民総合体育館3
 6歳(未就学児)とその保護者
 定先着10組発達がゆっくりな
 子や集団活動が苦手な子を対象
 とした親子運動教室認定特定
 非営利活動法人トラックス
 申問高齢障がい課障がい者支援
 係へ。

■ファミリー・サポート・セン ター事業説明会

日4月11日(土)午前10時30分～11
 時30分所防災センター3階会議
 室子育てのお手伝いをお願い
 したい方(利用会員)とお手伝
 いをしたい方(サポート会員)
 が、相互に助け合いながら子育
 てをする有償ボランティア活動
 の説明会。利用会員希望者は説
 明会(サポート会員希望者は講
 習会)への参加が必要です。
 申問ファミリー・サポート・セ
 ンター☎(3480) 1587

■絵手紙ひろば

日4月23日(木)午前10時～正午受
 午前11時まで(初めてのの方は10
 時までにお越しください)所エ
 コルマール展示・多目的室内
 絵手紙をかいいたりアドバイスを
 受けられます師「絵手紙発祥の
 地」狛江」実行委員
 問「絵手紙発祥の地」狛江」実
 行委員会事務局(一般財団法人
 狛江市文化振興事業団)☎(3
 430) 4106(火曜日休館)

■絵手紙教室(5回連続講座)

日5月13日(水)、6月17日(水)、7
 月15日(水)、8月26日(水)、9月30
 日(水)時午後1時30分～3時30分
 所エコルマール展示・多目的
 室原則、全回参加できる方定
 先着50人※要予約。応募多数の
 場合は初受講の方および市内
 住の方を優先師「絵手紙発祥の
 地」狛江」実行委員¥3,000
 円(全5回分)

申問4月2日(木)午前9時から24

日(金)午後7時までに、「絵手紙

発祥の地」狛

江」実行委員会

事務局(一般財

団法人狛江市文

化振興事業団)☎(3430)

4106(火曜日休館)へ。

■BLUE多摩川アウトドアフ

イットネスクラブ無料講座「フ

ルディックウォーキング」

日4月14日(火)午前9時～10時15

分市内在住・在学・在勤の18

歳以上の方定先着5人師BLUE

E多摩川アウトドアフィットネ

スクラブインストラクター

所申問BLUE多摩川アウトド
 アフィットネスクラブ☎(34
 30) 3117へ。

■東京都子育て支援員研修(第 1期)受講者募集

対都内在住・在勤の方で、今後
 子育て支援員として就業する意
 欲のある方内地域保育コース※
 詳細は募集要項(子ども政策課
 窓口で配布)または公益財団法
 人東京都福祉保健財団ホームペ
 ージをご覧ください。
 申問4月3日(金)から17日(金)(必

以下は広告枠です

多摩川統一清掃は 中止します

新型コロナウイルス感染症拡大防止
 のため、4月11日(土)(予備日18日(土))
 に予定していた多摩川統一清掃は中止
 となりました。

問環境政策課水と緑の係

広報こまえに 広告を掲載しませんか

- 毎月1日・15日発行。年24回
- 発行部数：約3万部

※広告の掲載に当たっては、狛江市公共物等
 有料広告掲載取扱要綱に基づくものとします。

問フレックス株式会社(広告代理店) ☎042(528)3722

24時間 365日 安心！ 看護師がうかがいます

あまね訪問看護
 ステーション狛江
 03-3613-2899

生活の中で健康サポートします





子育て・教育支援複合施設の愛称が決定しました 「ひだまりセンター」

令和2年度に、子ども家庭支援センター、教育研究所に加えて新設の児童発達支援センターの3つの機能を統合し、子育て・福祉・教育が一体となって子どもの育ちや発達を総合的かつ継続的に支援する子育て・教育支援複合施設を新設するに当たり、施設の愛称を募集しました。

このたび多くの市民公募作品の中から、施設の愛称を「ひだまりセンター」に決定しました。この愛称には、「誰もが気軽に足を運べて、ひだまりのような温かみのある施設の中でそれぞれの時間をゆっくり過ごしてほしい」という思いが込められています。

なお、子育て・教育支援複合施設の詳細は、広報こまえ4月15日号でお知らせします。

問子ども発達支援課、教育支援課

学校安全ボランティア募集

子どもたちの安全確保のため、学校内および学校の周辺で見守り活動を行う学校安全ボランティアを募集しています。

登録の手続きを行い、それぞれの活動を行います。

内▽**学校内巡回** 日中に学校敷地内を巡回します。
▽**地域パトロール** 学校周辺のパトロールを行います。

▽**通勤パトロール** 通勤途中(自宅～駅など)にパトロールを行います。
▽**通学路の見守り** 通学時間帯に通学路の見守りを行います。

※いずれも、活動の際には小学校から貸与されるベスト等を着用していただきます。活動方法等の詳細は、活動を希望する小学校へお問い合わせください。

※市でボランティア保険に加入します。

申各市立小学校へ。
問学校教育課教育庶務係



学校名	所在地	電話番号
泊江第一小学校	和泉本町1-37-1	(3480) 0241
泊江第三小学校	猪方1-11-1	(3480) 8585
泊江第五小学校	東野川1-35-13	(3489) 4463
泊江第六小学校	駒井町1-21-1	(3480) 9981
和泉小学校	中和泉3-33-1	(3480) 3881
緑野小学校	和泉本町4-3-1	(3489) 5418

スポーツ

障がい者スポーツ教室「ここクラブ」

4月19日(土)令和3年3月21日の曜日(全10回) 午前9時45分～11時 主に知的障がいのある小・中学生※保護者同伴 定着10人 内マツ運動、ミニトランポリン、フライングディスク、ボッチャなど 持動きやすい服装、室内用運動靴、タオル、飲み物(ふた付き) ¥2,000円(保険料・消耗品代) ※途中参加の場合、残回数分の費用 申 市立総合体育館(3430) 1141へ。

募集

100歳までできる簡単フィットネス

5月23日(土)内時▽リンパピフス 午前10時～10時45分▽太極舞(タイチダンス) 午前11時～11時45分 定各プログラム先着30人 師辻幸子さん(フィットネスインストラクター) 持室内用運動靴、タオル、飲み物 所 申 問 上和泉地域センター(3489) 9101へ。

募集

第8回東京都交通安全ポスターコンクール作品・知事賞受賞作品は、全国交通安全運動のポスターになります。

都内在住・在学の小学生(4月1日現在) 募集作品交通安全

公民館

西河原公民館 (3480) 3201

「日本語教室」生徒・ボランティア募集 ▽生徒 4月11日～令和3年3月13日の原則毎週土曜日 午後7時～9時20分 対 外国から日本に来ている方で、言葉の問題で日常生活に困りの方 内 日本語学習を通して、日本と外国の文化・風習・生活技術を学びます クラス入門コース、一般コース、特別コース等(講師と相談の上決定) ▽協力ボランティア 指導スタッフ

公民館

中央公民館 (3488) 4411

利用者懇談会 4月23日(木) 午前10時～11時45分・午後7時～8時45分 ※各回とも同一の内容です 内 公民館からのお知らせ、懇談

公民館

こまえ市民大学時事講座 ▽第1回「新型コロナウイルスで揺れる中国」 4月25日(土) 金子秀敏さん(毎日新聞社客員編集員) ▽第2回「世界はどうなる日本はどうなる」 5月16日(土) 師一色清さん(朝日新聞社教育コードネーター) ▽第3回「杉原千畝の『命のビザ』隠された真実」 5月23日(土) 師石郷岡建さん(ジャーナリスト)

各日 午後2時～4時 定 先着50人(要予約) ¥200円(受講料) 申 4月1日(水) 午前9時から

公民館

日本語指導運営スタッフ生徒の同伴幼児の見守り、他 対 日本語学習支援・国際交流に関心のある方(指導経験や資格の有無は不問) 申 随時

利用者懇談会 4月22日(水) 午前10時～11時45分・午後7時～8時45分 ※各回とも同一の内容です 内 公民館からのお知らせ、懇談

公民館

日本語ボランティア基礎講座 4月26日(日)、5月24日(日)、6月21日(日)、7月19日(日) 午後1時30分～3時30分 対 日本語学習支援ボランティアを始めてみたい方 定 先着30人 内 最低限知っておきたい文法知識 師にほんごの会会員 申 4月1日(水) 午前9時から

公民館

第50回二輪車安全運転東京大会参加者

5月24日(日) 午前9時～午後3時(雨天決行) 受 午前8時から 所 警視庁府中運転免許試験場 クラス区分 原付一種(50cc以下)、原付二種(51cc～125cc)、普通二輪(126cc～400cc)、大型二輪(401cc以上) 定 各クラス先着50人 申 問 5月15日(金)までに、申込書(調布警察署交通課窓口で配布または東京都交通安全協会ホームページからダウンロード可)を東京都交通安全協会(3592) 1235へ。

子育て

案内係はたるちゃん

こまえ子育てねっと <https://komae-kosodate.net/>

市制施行50周年記念事業「お店探検スタンプラリー」の参加店を募集します

市内の小売店、飲食店を対象としたスタンプラリー事業に参加いただける店舗を募集します。

事業概要 参加店でスタンプを1つ押印してもらいます。集めたスタンプの数に応じて、賞品をもらえます。

実施期間 7月18日(土)～9月6日(日)

対 市内に店舗を有し、日中営業している小売店、飲食店

募集店舗数 ▽飲食または買い物をするので押印する店舗 27店舗
▽来店するだけで押印する店舗 6店舗

¥1店舗2,000円(参加費)

申 問 4月15日(水)(必着)までに、申込書(市ホームページからダウンロード可)を地域活性化課地域振興係へ。

子ども家庭支援センター

(5438) 6606

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ひろば事業と各種イベントは中止します。ご理解をお願いいたします。

4月のプレパーク(冒険遊び場)

毎週月・火・水曜日および19日(日)・25日(土) 午前10時～午後5時 ※実施時間以外は、通常の公園として利用できます 所 西河原公園内

ちよこま「土であそぼう」 4月21日(火) 午後10時30分～正午(雨天中止) 内 どちらだんごを作ったり、土をこねて遊べます。

問 泊江プレーパーク(3707) 2435(開催日 午前10時～午後5時)

岩戸児童センター

(3489) 5414

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、和泉児童館・岩戸児童センター・こまっこ児童館の日常プログラム・イベント等は中止します。ご理解をお願いいたします。

こまっこ児童館

(3480) 5701

和泉児童館

(3480) 1441

古墳公園が開園しました

■猪方小川塚古墳公園

所 猪方3-21-29

開園時間 午前9時～午後5時
（10月～3月は午後4時30分まで）

※夜間は施錠します。

休園日 年末年始（12月28日～1月4日）

概要 狛江古墳群の中で初めて具体的に確認された横穴式石室を



猪方小川塚古墳公園

■亀塚古墳公園

所 元和泉1-21-12

概要 昭和26・28年に発掘調査が行われた全長40mを超えるホタテ貝形の前方後円墳です。現在残されているのは前方部のごく一部ですが、敷地を広げて公園の出入口などを整備しました。



亀塚古墳公園

整備に際しては、前方部を盛土保存し、前方部に沿って掘られた周溝の位置や幅を、植栽で表示しています。

なお、残された前方部の上には、発掘調査を記念して建てられた徳富蘇峰の揮毫による「狛江亀塚」の碑が建っています。※両公園とも駐車場はありません。車での来園はご遠慮ください。また、住宅地に囲まれた小さな公園です。見学の際には、大声で話すなど、近隣の迷惑になる行為はご遠慮ください。

問 社会教育課文化財担当

市制施行50周年記念 狛江駅南口大盆踊り大会協賛金募集

市制施行50周年を記念して、7月18日(土)に「狛江駅南口大盆踊り大会」未来へつなごう 狛江のレガシー」を開催します。

■協賛金を募集します

市民の皆さんの協力により実施します。運営のための協賛金に協力をお願いします。

協賛金 1口5,000円（先着200口）

※協賛者名を当日飾るちょうちんに掲載します。

※詳細は、市ホームページをご覧ください。

申込 5月20日(水)までに、狛江駅南口大盆踊り大会実行委員会事務局（政策室市民協働推進担当）へ。



一般財団法人モバイルスマートタウン推進財団と協定を締結しました

外国人観光客向けに多言語化した情報を提供する仕組みの構築を目的に、一般財団法人モバイルスマートタウン推進財団とのインバウンド（訪日外国人旅行）観光推進に関するパートナーシップ協定を締結しました。

市内の観光スポットを8言語で紹介する多言語観光情報サイト「Guidoor（ガイドア）」では、市内の公共施設や公園、イベント情報、広域避難所マップなどの情報を外国人の方にも分かりやすく発信します。ぜひご活用ください。

対応言語 日本語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語、フランス語、スペイン語、インドネシア語、タイ語

問 秘書広報室

Komae City is setting up a new website “Guidoor,” which introduces you the tourist attractions in the city. It works in 8 languages (Japanese, English, Chinese, Korean, French, Spanish, Indonesian, and Thai).

Please enjoy the attractive points of Komae by using the Guidoor!



落合正和さん（専務理事・右）



2020年度版 ごみ・リサイクル カレンダーを配布しました

一表札、一つのポストに一部をお届けしています。表札やポストがない、あるいはポストが門扉の中にある場合はお届けできません。また、2世帯住宅でも、表札とポストが一つの場合は一部のみお届けします。

それ以外で届いていない場合は、ご連絡いただくか、次の公共施設でも配布しています。

全域分 市民課、ビン・缶リサイクルセンター、中央公民館（夜間・休日・祝日は市役所宿直室）

周辺地域分のみ 西河原公民館、各地域センター

問 清掃課（ビン・缶リサイクルセンター）

相談名	開催日・時間	相談員	申し込み等
法律相談	毎週月・木曜日 午前9時～正午	弁護士	事前予約制（相談日の1週間前から秘書広報室で受け付け）
人権身の上相談	16日(木) 午後1時～4時	人権擁護委員	事前予約制 （1日(木)から秘書広報室で受け付け。空きがあれば当日も受け付けます）
行政相談	17日(金) 午後1時～4時	行政相談委員	
交通事故相談	21日(火) 午前9時30分～正午	弁護士	
土地家屋調査測量表示登記相談	23日(木) 午後1時～4時	土地家屋調査士会	
不動産取引相談	14日(火) 午後1時～4時	宅地建物取引業協会	
相続相談	7日(火)・21日(火) 午後1時～4時 夜間相談 14日(火) 午後6時～8時	行政書士会調布支部	※夜間相談は相談当日の午後4時まで受け付け。
カウンセリング・心の相談	1日(水)・15日(水) 午前9時～正午	カウンセラー	
女性のためのカウンセリング	8日(水)・22日(水) 午前9時～正午	カウンセラー	
登記相談	13日(月) 午後1時～4時 夜間相談 27日(月) 午後6時～8時	司法書士会調布支部	※通訳を希望する方はご相談ください。
労働相談	17日(金) 午前9時～正午	社会保険労務士会武蔵野支部	
税務相談	9日(木) 午後1時～4時 ※会場は東京税理士会武蔵府中支部 毎週木曜日 午前10時～正午 午後1時～4時	東京税理士会武蔵府中支部	事前予約制 ☎042 (488) 5550

4月の市民相談

相談名	開催日・時間	相談員	申し込み等
消費生活相談	月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	消費生活相談員	地域活性課へ（午後3時まで受け付け）
更生保護相談	28日(火) 午前10時～正午 午後1時～3時	保護司	第1市民相談室へ
手話通訳相談	毎週水曜日 午前9時～正午	手話通訳登録者	福祉総合相談窓口へ
介護保険苦情相談	2日(木)・16日(木) 午後1時～4時	介護保険苦情相談員	
生活困窮の相談	月～金曜日 午前8時30分～5時	生活困窮者自立支援相談員	福祉総合相談窓口こまYELLへ
こころの健康相談室	23日(木) 午後1時30分～4時30分	精神科医師	事前予約制（福祉相談課で受け付け）
ひとり親相談	月～金曜日 午前8時30分～正午 午後1時～5時	ひとり親家庭等専門相談員、母子・父子自立支援員	子ども政策課へ
婦人相談		婦人相談員	
教育相談	月～金曜日 午前9時30分～午後4時30分（30日(木)以降は変更します）	教育相談員	狛江市教育研究所 ☎ (3430) 6655へ
健康相談	9日(木)・23日(木) 午前10時～正午	保健師、栄養士	直接2階フロアへ
年金相談	月・水・金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	社会保険労務士	保険年金課へ（午後3時30分まで受け付け）
シルバー人材センター入会相談	13日(月) 午前10時～正午	狛江市シルバー人材センター ☎ (3488) 6735※電話予約制	